

四日市市告示第398号

令和2年度において、次のように国土調査（地籍調査）を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

令和2年7月8日

四日市市長 森 智 広

- 1 国土調査として指定された年月日  
令和2年6月15日
- 2 調査を実施する者の名称  
四日市市
- 3 調査地域  
北納屋町、中納屋町
- 4 調査期間  
令和2年7月8日から令和3年3月31日まで

(都市整備部用地課)